----『新勅撰和歌集』賀部をめぐって---

"Mikasayama no tuki"
——A study of "Shinchokusenshū"-

じめに

は

月」を詠み込んだ和歌を問題として取り挙げることとする。を論及しようと 試みるのが 小稿である。 その過程で 「みかさやまの略称する、他の勅撰集なども同様)賀部の検討を通して、その一側面いわゆる貞永期の歌壇について、『新勅撰和歌集』(『新勅撰集』と

用する。便宜として、『和歌文学辞典』(有吉保編)の当該項目から一部分を引便宜として、『和歌文学辞典』(有吉保編)の当該項目から一部分を引の方を引きれると思われる。

が定家に下り、撰集の業が開始された。後堀河天皇の譲位二日前「古へ今の歌撰比進良之女与」(明月記) という後堀河天皇の勅命飢饉などのために 撰集は 延期され、 貞永元 1232年六月一三日に撰集編纂の件について下問した時点にあるが、寛喜二、三年の大撰集企画の発端は、寛喜二1230年七月五日に関白道家が定家に勅

みかさやまの月

## 鈴 木 徳 男

質的完了をみた。 質的完了をみた。 質的完了をみた。

勢や歌壇事情が背景に考えられ、また撰者定家自身の個性や撰集方針以上のような『新勅撰集』の成立には、承久の乱後の複雑な政治状

あるように思われる。特質のひとつとして、撰集事業に実質的に関わっている道家の存在が等も看過できないが、関白道家の動向が注意される。『新勅撰集』の

まって説明している。 まって、みかさ山は『能因歌枕』、『和歌初学抄』、『五代集歌枕』、『八雲御抄』 などの歌学書によれば 大和の歌枕である。 例えば『八雲御建』の注記に「かさの山とも。 ふるさとの。 おほきみの――。 鳥。と表記される。場所はどこかというと、『顕注密勘』で定家は次のとと表記される。場所はどこかというと、『顕注密勘』で定家は次のというと、『顕注密勘』で定家は次のというと、『顕注密勘』で定家は次のというと、『顕注密勘』で定家は次のというと、『五代集歌枕』、『八雲御抄』、『五代集歌枕』、『八雲御抄』、『五代集歌枕』、『八雲御抄』、『五代集歌枕』、『八雲御抄』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『八雲御抄』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌秋』、『五代集歌枕』、『八雲御抄』、『五代集歌枕』、『八雲御抄』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌枕』、『五代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集歌神』、『元代集歌神』、『元代集歌神』、『元代集歌神』、『元代集歌校』、『元代集》、『元代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集歌校』、『元代集』、『元代集》、『元、『元代集》、『元、『元代集》、『元代明、『元代集》、『元代集》、『元代明、『元代明、『

とよめり。春日の山は惣名也。御笠山は別也。り、かすがのもりのふもとにあり。さればかすがなる御かさの山りでちひさき山にかすがの社 おはします。 御笠のもりともよめかすがなる三笠の山とは、大和國春日山に御笠山とて、ひきくだ

の小さい山を指している。
つまり、藤原氏の氏神である春日神社のある山で、春日山のふもと

ある。次の二首は寛治八年八月高陽院家歌合での周防内侍(四四五)子で、詞書にも示されるように貞永元年六月の中宮和歌会での詠作で四九三歌までに当たる。巻頭は道家(四四三)と教実(四四四)の父は巻第七に納められており、国歌大観番号で数えると、四四三歌から『新勅撰集』の賀部の構成全体について、まず概観してみる。賀部

の五十賀屏風で、 原定国の四十賀の屏風に書きつけた歌)を本歌とする。元輔詠は師輔 菜つみつつ万代をいはふ心は神ぞ知るらむ」(三五七、 素性法師、藤 の繁栄を祈る心を詠んでいると思われ、『古今集』中の「春日野に若 臣合体する様を詠んだ、あるいは「さはがぬ水」は浪風のたたない静 年の道長家の歌合における作、「水辺松」 が題、素材は前歌の竹から 事となり、貞永元年 完成の 『洞院摂政家百首』 に継承されている。#3 える。次に裳着と袴着の詠が二首続く。醍醐天皇皇女康子内親王の長誰。 五二)、「くれたけ」を詠む兼輔詠(四五三)と続く。実方詠は藤原氏 まつ」を素材に詠む実方詠(四五一)、「かはたけ」を詠む元輔詠 謐な世を祝う心を詠んだと評されている。さらに「春日の原のひめて 松に移っている。松を君にたとえ、臣を「さはがぬ水」にたとえて君 とせのまつのふかみどりさはがぬみづにかげは見えつゝ」で、長保五 受けて御世の長久を詠じている。四五〇歌は、長能詠「きみが世のち 四四九歌は、「堀河院御時、 の主催する百首歌での作である。この家百首は九条家歴代の伝統的行 催する歌合が作歌の場である。この二首が巻頭の二首と密接に関連し (宇多天皇皇女柔子内親王) の長寿を祝う歌であり、 『大和物語』 にみ に」という詞書をもつ忠実詠、表現上では前歌の「きみがよはひ」を きみがよはひ」を詠む重家(四四八)の両首で、兼実(道家の祖父) の故事をふまえ「やちよへむきみ」を詠む兼実(四四七)と「ちよの ていることは、詠歌内容を具体的に検討して後述する。次は、『荘子』 および行家(四四六)の作である。高陽院は師実邸のことで師実の主 師輔の 長寿を祝う心を詠んでいる。 竹不改色といへる心をよませたまうける 兼輔詠は斎宮

成上の配慮が看取される。

成上の配慮が看取される。

成上の配慮が看取される。

成上の配慮が看取される。

成上の配慮が看取される。

成上の配慮が看取される。

成上の配慮が看取される。

でいて、 以下に四季の賀の作が続く。ここでも四六一歌がすでに「春」を詠ん さんでいるが、 仁三年(一二〇三)の作で、「松有春色」という題である。以上は年 する。長方詠(四五九)は後白河院の時の八十島祭での作、磯辺の松 の良算詠(四六二)は御世長久を祈る述懐の歌で無季であるが、これ 代順であると同時に松を主題とした作である。 (よみ人 知らず歌をは 基房家での作で題は「対松争齢」。良平(兼実男)詠(四六一)は建 人々よみしに」とある)。 兼光詠 (四六〇)は仁安三年(一一六八) を詠み込む(『長方集』では詞書に「紀伊二位、八十島詣に住吉にて、 (四五八)は永治二年(一一四二)忠通家での作、「松契千年」を題と 〇三三) 頼通主催の 子日の宴での作、 素材は 子日の 「松」。 経宗詠 四六一歌まで年代順に作品が並ぶ。顕基詠(四五七)は長元六年(一 賀部の十四首目の歌(四五六)はよみ人知らずである。この作から 巧みな連関がうかがえる。公経詠(四六三)は「はるのはじ 子日の松を詠む。頼家(四六四)、 四五五歌の袴着の作にすでに松が詠まれている。)次 信家(四六五)の詠は

る。元輔詠(四七六)は「きくのしらつゆ」、 康資王母詠 (四七七)
\*\*\*1 「翫新成桜花」を題として安穏の代をたたえている。 再び寛喜元年十一月女御入内屛風和歌で、月次屛風の十一月にあたり 賀、 首は、寛喜元年十一月女御入内屏風和歌中の作である。すなわち道家 四日の大井河行幸の際に詠んだ作が続く。十月下旬の行事であり「み (道長妻) の長寿を祝う歌で、『紫式部日記』に作歌事情が記されてい むし」、紫式部詠(四七五)は、 重陽の日、菊のきせ綿に託して倫子 び、わが世に満足する歌となっている。次の実資詠(四七四)は「松 容で、また道家自身の作が四首入集しているが、どれも娘の入内を喜 に かげいろみえてありしに まさるやどの いけみづ」 に代表 されるよう っている。概して一連の作は、例えば知家詠「はるひさくふぢのした が、知家詠までが春賀(元日、柳、藤花)、 実氏詠(山田早苗) が夏 〇、四七一、四七二、三首連続)、公経(四七三) と配列されている 女竴子が後堀河天皇に入内する際に詠進されたものである。道家(四年9年) ゆき」は雪に通ずると思われるので冬賀とみる。公経詠(四八一)は と初冬を詠む。俊家(四七九)、伊房(四八〇)が承保三年十月二十 七七)は「残菊映水」を題として「神な月のこるみぎはのしらぎく」 しといふ題を、うへの人々参りてよみしに」とある。次の長家詠(四 は菊の霜を詠む。『康資王母家集』の詞書によると「きくのはなひさ 六六)、公経(四六七)、知家(四六八)、実氏(四六九)、道家(四七 江辺寒芦鶴立」を題とする冬の歌である。 **竴子入内を祝いつつ往時に匹敵する道家一族の栄華を礼賛する内** 道家詠から秋賀(鹿、月、田家)をそれぞれ主題とした構成にな 以上の 二十六首を一応四 次の道家 から八

ものと解して同一群に考えておく)。とつのグループに分けてみることができようが、子日の松に関連するとつのグループに分けてみることができようが、子日の松に関連する六首はよみ人しらず歌が無季であり、他は「松」を主題としておりひ季の賀の歌群としてくくることができる(ただし、はじめの年代順の

四八二歌は「泥絵屏風、石清水臨時祭」と詞書にある定家詠で、前四八二歌は「泥絵屏風、石清水臨時祭」と詞書にある定家詠で、四八二歌は「泥絵屏風、四八三、四八三、四八三、四八六、四八七、貞応元年)。四八八歌は「いはくら山」を詠四、承保元年、寛治元年)、永範詠(四八五、仁安三年)、家衡詠と頼四、承保元年、寛治元年)、永範詠(四八五、仁安三年)、家衡詠と頼四八二歌は「泥絵屏風、石清水臨時祭」と詞書にある定家詠で、前四八二歌は「泥絵屏風、石清水臨時祭」と詞書にある定家詠で、前四八二歌は「泥絵屏風、石清水臨時祭」と詞書にある定家詠で、前四八二歌は「泥絵屏風、石清水臨時祭」と詞書にある定家詠で、前

作った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 作った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 性った故事をふまえる。古代の天皇に対する讃美を並べている。巻軸 にいれば応神天皇十五年の冬に各地に溝池(灌漑用水路)を はいて燃やし、塩を得たが、一部が焼け残ったので、帝が琴を作った きころ、その音色がさやかに遠くまで響いたという故事に基づく。 ところ、その音色がさやかに遠くまで響いたという故事に基づく。 ところ、その音色がさやかに遠くまで響いたという故事に基づく。 ところ、その音色がさやかに遠くまで響いたという故事に基づく。 ところ、その音色がさやかに遠くまで響いたという故事に基づく。 ところ、その音色がさやかに遠くまで響いたという故事に基づく。 ところ、その音色がさやかに遠くまで響いたという故事に基づく。

とみる。 とみる。 四八九歌以下をひとまとまりの歌群は、四九二歌は『万葉集』巻十七(三九二二)にみえ、四九三歌は同お、四九二歌は理想的な 君臣の贈答 二首をもって 結ばれている。なて、返歌の形で聖武天皇の臣下に思いを寄せる詠(四九三)が配されて、返歌の形で聖武天皇の臣下に思いを寄せる詠(四九三)が配されては緒兄が臣下の代表として忠勤の感慨を述べた作(四九二)に対し

「よみ人知らず」が位置し、つなぎの役割(いわば区分の目安であり、 二歌から四八八歌まで、4四八九歌から四九三歌までとなる。なお、 部分に特異性が見出されると思われる。 は古代の天皇の讃美で、巻軸では君臣両者の理想を示し、賀部の結び は寛喜元年十一月の女御入内屛風和歌であろう。(3)は大嘗会和歌、(4) る。②は時代順、四季などを規準に構成されているが、根幹となるの (2)群の場合を四六一歌までで区分するとすれば、 ①と②の間に「よみ人知らず」、②と③の間に定家、③と④との間に (1)四四三歌から四五五歌まで、(2)四五六歌から四八一歌まで、 となっている。賀部における前半部分と後半部分の相互関係が多少統 る)をになうと思われる。 一を欠いているようであり、勅撰集賀部の通例からみてそれだけ巻頭 賀部を概観すると、 便宜的で あるが、 四つの 歌群に大別できる。 ⑴群の中心は 後述するが 巻頭の四首にあ 良算詠が境目とな (3) 四 八

\_

『新勅撰集』 賀部の巻頭二首は次の通りである。 新編国歌大観によ

って掲げる。

貞永元年六月、きさいの宮の御方にてはじめて鶴契遐年とい を講ぜられ侍りけるに ፌ

圀三 つるの子の又やしはどのすゑまでもふるきためしをわが世とや見

む

関白左大臣

29 29 29 ひさかたのあまとぶつるのちぎりおきし千世のためしのけふにも あるかな

の末までも生きながらえてわが世を長寿の旧例にしたいの意となり、 謳歌したものである。諸注釈を斟酌して歌意をとると、道家詠は雲孫 (『信実朝臣家集』の詞書) という題にそって、九条家の長久の繁栄を て知られることだの意で「あまとぶ鶴」は中宮の面影になぞらえてい 教実詠は鶴が千年の齢を約束したという例も今日の長寿に思いあわせ ると思われる。 前関白道家も関白左大臣 教実も 「鶴ひさし きよはひをちきる」 すなわち 道家の女竴子 (後の藻壁門院) 右の二首について佐藤恒雄氏は、 次のように論及して 方における和歌会

治的妥協であったに違いなく、 三上皇の歌を切り出さねばならなかったと同じ外圧、ないしは政 の歌である。定家をしてこの歌を巻頭に配せしめたものは、 への矜恃と奢りを露わに謳った、異例とも称すべき内容をもつ智 の算賀の歌でもない。専ら、外戚として顕栄を誇る自らの九条家 との二首は、 天皇や上皇に奉った賀歌でもなく、また、どく普通 必ずしも彼自身の文芸的理想に発

みかさやまの月

ものであったかを、 道家に対する「あまりにあからさまな配慮」が具体的にどのような いる。 集」を最初に企図し、事業の実質的な宰領者であった九条道家に 対する、あまりにもあからさまな配慮が、この巻頭歌には顕われて した措置ではなかったであろう。が、それはそれとして、「新勅撰 まさしく新勅撰的性格を反映した巻頭歌だといってよい。 稿者なりにいま少し検討してみたい。

作がみえる。この六月二十五日の和歌会がどのような規模で行われた 以下に必要部分を引用する。 かの詳細は、『民経記』の五月十九日の条によって知ることができる。 ることは、『百練抄』『洞院摂政記』などが詞書を裏づけている。又、 『郁芳三品集』、『信実朝臣家集』 に、それぞれ同じ時の範宗、信実の との二首が貞永元年六月二十五日の初度中宮和歌御会の際の作であ

間 将親氏、 卿成実、 宰相経高、 納言定家、 兼宗、春宮大夫家嗣、中宮大夫通方、 紿 有御草歟之由有沙汰、 又題者 黄門歟、 内書之、其仁春宮、中宮両大夫之間敷云々、若申子細者、 寬弘、承曆勝躅、可詠赤人、貫之雅頌之由有風聞、序代事大納言 於大殿京極中納言云、中宮和歌御会沙汰 歌人有沙汰、人数大殿殿下、内大臣、 可被獻歟之由有沙汰、自昨日夕俄此儀出来云々大殿令致沙汰 親季等朝臣、 殿上人前修理権大夫行能朝臣、 右兵衛督為家、 高倉中納言経通、 権弁光俊朝臣、 来月上旬、 前宮内卿家隆、 藤中納言殿、 於中宮可有和歌御会云々、 九条新大納言高実、京極中 少将通氏朝臣、蔵人大進兼 新藤中納言 家光卿間敷之 左京権大夫信実朝臣、少 三位知家、範宗、兵部 新藤中納言家光、 前内大臣通光、 且追

## 高、予等云々

当日の条に次のようにある。 産16 和歌会が行われている。 中宮は師実の娘の賢子である。 『水左記』 の けることができない。ただし、承保二年(一○七五)九月十七日中宮 「承暦」(一○七七~一○八○)の場合も同様で、そのような例をみつ な貞永元年の初度中宮和歌会の先例とは考えにくいように思われる。 る。いずれも、具体的な様子は不明であるが、『民経記』にあるよう え、六年の十一月十五日にも中宮御所で小規模な和歌会が記録にみえ なるが、寛弘三年、四年、八年のそれぞれ正月二日あるいは三日にみ いる。寛弘の例は、道長が中宮彰子のところで開いた和歌会のことに 歌壇の構成員をほとんど網羅し、定家、為家、家隆、 は規模の整ったものであろうと思われる。道家の意図を『民経記』は が顔をそろえている。 「風聞」としながら、「寛弘承暦の勝躅を追ふ」ことにあったと伝えて 『民経記』 の記事によれば道家の選んだ 参加歌人の顔ぶれは当時の 人数から言って、道家主催の歌壇的催しとして 知家、信実など

也、左相府以下上達部殿上人其数参会、入夜事了各退出也、左相府以下上達部殿上人其数参会、入夜事了各退出天晴、今日於中宮有和歌、題云、菊契遐年、序題東宮学士匡房

るかと思われる。だとすると、いずれにしても道家は一条朝における保」の誤りで、承保二年九月十七日の歌会を先例と考えることができ加人数も相当の規模であったようである。 あるいは、「承暦」は「承し、また、 左相府師実が 主導的な 立場にあったようにうかがわれるこの時の題は「菊契遐年」で貞永元年の題「鶴契遐年」に類似する

くは師実をならうところがあったのではないかと推測される。おける道家と蹲子に擬していたと思われるのである。結果的におそら道長と彰子、白河朝における師実と賢子を自らの代、すなわち当代に

 $\equiv$ 

並びには次の二首が配列されている。とで定家が十分に汲んでいたことが察せられる。さらにこの二首のこうした道家の意図を、道家父子の詠歌を賀部の巻頭に入集させた

四望 つねよりもみかさの山の月かげはひかりさしそふあめのしたかな寛治八年八月高陽院家歌合に、月歌 周防内侍

四

あめのしたひさしきみよのしるしにはみかさの山のさか木をぞさ

に入集した作は、三十三首を数え多くの歌学書などが本歌合についてでさせ給ふなり。」とあるように、師実の父頼通が祐子内親王のため、四四五歌は、月の三番左 (勝)、四四六歌は祝の五番右(持)の別、四四五歌は、月の三番左 (勝)、四四六歌は祝の五番右(持)の別の師実(五十三才)が、高陽院邸において催した歌合での作品であい、四四五歌は、月の三番左 (勝)、四四六歌は祝の五番右(持)の別の師実(五十三才)が、高陽院邸において催した歌合での作品であり、四四五歌は、月の三番左 (勝)、四四六歌は祝の五番右(持)のり、四四五歌は、月の三番左 (勝)、四四六歌は祝の五番右(持)のり、四四五歌は、月の三番左(勝)、四四六歌は祝の五番右(持)の別のである。

言及する)。 摂関家がその伝統を 重視しての催しであったことが注意

当なものであり、ここでも道家の意図が十分反映していると考えられな二首の詠作の場が巻頭二首にうたわれた摂関家の繁栄を支えるに適も歴史的にみて、価値ある歌壇的催しであったと思われる。このようの最後を飾るものであった」と評価されている。道家の時代においてされ、平安期の歌合史において「晴儀の歌合として、藤原氏摂関政治

ている。四四五の詠について、日本古典全書『歌合集』は次のように注釈し四四五の詠について、日本古典全書『歌合集』は次のように注釈し

る。

の事実によるかと思われる。 来不文律となっているという解説は、『俊頼髓脳』 に載るところの次来不文律となっているという解説は、『俊頼髓脳』 に載るところの次まるこで、藤原氏を祝福した歌が勝つことが永承四年内裏歌合以

永承四年十一月九日の歌合によめる歌

資仲の弁

判者のさだめ申されぬさきに、春日とよまれたらむ歌はいかゞま是を大二条殿と申しゝ関白殿のその座にさぶらはせ給ひて、未だ岩代のをのへの風に年ふれど松の緑はかはらざりけり

みかさやまの月

ば、めでたき事にてやみにけり。 藤氏の 長者にて 申させ給ひけれ 汰する事も なくて勝ちにけり。 藤氏の 長者にて 申させ給ひけれけむ、沙汰にも及ぶまじと申させ給ひければ、さる事とてまた沙

かすがやまいはねのまつはきみがためちとせのみかはよろづよ

ぞへむ

存、誠秀逸之時定,勝負、常事也。 且是勝劣依、有、恐敷。 又寄、祝たる 歌をば不、負云々。 雖,如、此此後無,止事,神明を奉、懸歌をバ定、勝。 左右共同詠つれば為、持。

内侍の左歌には何も触れていない。 おけの方歌には何も触れていない。 高陽院家歌合の趣向に典拠を求めて批判を加えているのみで、周防ととは、いわば当然の理となっていたのであり、判者である経信も判ととは、いわば当然の理となっていたのであり、判者である経信も判め、 いわば当然の理となっていたのであり、 判者の作法としてやんごとつまり永承四年の内裏歌合の一件以来、判者の作法としてやんごと

と注をつけている。 御蓋山の月に 掛けて 摂関藤原氏の栄えを 祝う。」 「『御蓋』『さす』『雨の下』縁語、『月かげ』『光さす』『天の下』 し、「『御蓋』『さす』『雨の下』縁語、『月かげ』『光さす』『天の下』 と口語訳 の 当の山に照る月の輝きがいや増すめでたい世の中ですよ」と口語訳 で、日本古典文学大系『歌合集』は、「常よりも今夜こそは、特に

だものと解釈できる。るということであり、前歌と同様に摂関藤原氏の栄光を祝う心を詠んるということであり、前歌と同様に摂関藤原氏の栄光を祝う心を詠ん行家詠の内容は、御蓋山の榊を挿頭にして長久の君が代の象徴とす

久の君が代を象徴するみかさ山の榊なのである。 る。いま、道家の権威はいよいよ光をますみかさ山の月光であり、長き3 ると、道家父子の巻頭二首に示唆される並びない九条家の威光を、次のと、道家父子の巻頭二首に示唆される並びない九条家の威光を、次以上のように二首を理解して『新勅撰集』賀部の巻頭部分をながめ

れたと思われる。

#### 四

承久の乱後の歌壇は家隆や基家のグループによってささやかに活動 承久の乱後の歌壇は家隆や基家のグループによってささやかに活動 が始められ、一方、定家周辺に集まる歌人たちの和歌連歌の会などが が始められ、一方、定家周辺に集まる歌人たちの和歌連歌の会などが が始められ、一方、定家周辺に集まる歌人たちの和歌連歌の会などが が始められ、一方、定家周辺に集まる歌人たちの和歌連歌の会などが が始められ、一方、定家周辺に集まる歌人たちの和歌連歌の会などが がいような行事が挙げられる。

- 六月二十日、道家家歌会(『洞院摂政記』)
- 。六月二十五日、中宮初度和歌会(『民経記』など)
- 七月二日、道家家歌会、兼日および当座(『民経記』など)
- 七月中、道家家十首歌合(『群書類従』など)七月十一日、道家家七首歌合および当座歌会(『民経記』など)

- 七月中、道家家三首歌会(『郁芳三品集』『壬二集』『為家集』な
- 。八月六日、道家家歌会(『民経記』など)

بخ

また、貞永元年中に『洞院摂政家百首』が成立している。一応、教。八月十五日、道家家十五夜歌合(『群書類従』など)

実主催の形式になっているが、経緯をみると道家の意志のもとに行わ

となった歌合のうちで最も新しいものである。頭に便宜的な通し番号催しで指導的立場にいたのが定家であった。なかでも、貞永元年八月催しで指導的立場にいたのが定家であった。なかでも、貞永元年八月十五日に道家邸にて行われた十五夜歌合は、『新勅撰集』の撰集資料となった歌合のうちで最も新しいものであるが、「みかさ山の月」をとなった歌台のうちで最も新しいものであるが、「みかさ山の月」をに取り挙げて少しく検討する。参加者は二十二名で「名所月」の一下に取り挙げて少しく検討する。参加者は二十二名で「名所月」の一下に取り挙げて少しく検討する。参加者は二十二名で「名所月」の一下に取り挙げて少しく検討する。参加者は二十二名で「名所月」の一下に取り挙げて少しく検討する。参加者は二十二名で「名所月」の一下に取り挙げて少しく検討する。参加者は三十二名で「名所月」の一本の方式を表示している。

- (1) みかさやまふりさけみれば榊葉のいやとしのはに月はすむらし
- (一番左勝、道家)
- かげ(五番右勝、家長) (2) いづくにもふりさけいまやみかさやまもろとしかけていづる月
- そふ(七番右勝、下野) そありなき月はみかさのやまの端にあきのなかばのかげをさし

- の月(八番左勝、親季)
- ばじ(十三番左勝、定家)
- げ(三十番右勝、兼康)(6) いくめぐり秋のこよひをちぎるらむみかさのやまをいづる月か

(7) 春日やま嶺のさか木ばときはなる御代のひかりも月に見えつつ次の一首は「春日山」であるが、同様の例とみなして付け加える。

(二十六番左勝、行能)

二十二名のうち 六名の作者 (春日山も 含めれば七名) が「みかさ山」をとりあげている。他には、明石が六首(ただし、明石の戸が一山」をとりあげている。他には、明石が六首(ただし、明石の戸が一首、明石潟が三首、明石の浦が二首、みもすそ河が二首など、歌合中に合須磨の浦が三首、立田河が二首、みもすそ河が二首など、歌合中に合須磨の浦が三首、立田河が二首、みもすそ河が二首など、歌合中に合須磨の浦が三首、立田河が二首、みもすそ河が二首など、歌合中に合須磨の浦が三首、宮城野は勝一負二、須磨は勝二負一という具合で江は勝一負一持一、宮城野は必ず勝となるという前述したような永承の頃からの不文律が生きていることがわかる。

な『古今集』の次の歌を本歌としている。いう歌合の最初に位置している。『百人一首』 などに採歌されて著名から歌合の最初に位置している。『百人一首』 などに採歌されて著名と

天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも(巻九羇

みかさやまの月

## 派、四〇六、安倍仲麿)

は いの左歌は「おとこ山秋の なかばの法のには 月はこよひの 光のみか 威の前に他所の月は光を失ってしまうかに思われる。(3)歌の場合、番 誇張的にすぎる内容であっても、みかさ山の月、すなわち九条家の権 た名高の浦の風情の如何によらず、満座の指示を受けて、異国のへだ れどふりさけ今や三笠山唐かけてといへる漢家本朝をかけて月影至ら 使したところに表現の巧みさが認められる。『新勅撰集』 賀部の巻頭 は姿詞非"凡俗之所"及之由各一同申」とあるように、縁語と掛詞を駆 前にしげりあひけり」(『古今集』 一〇七四) 「霜八たびおけど枯れせ てなく仰ぎみるみかさ山の月を賞賛している一首が勝となっている。 ぬ所なくつかふまつる由満座褒美為、勝」とあり、 右歌に詠みこまれ 本歌としていると思われる。判詞は「名たかの浦の秋風情おかしく侍 ると考えて支障はないだろう。判詞も右歌についての難陳を記して後 ということが、同座の歌人たちの共通認識の上に詠歌されたものであ においてみたと同じく、「みかさ山の月」 を九条家の威光に見立てる いよ繁栄するものの象徴である。さらに、判詞に「榊葉のいやとしの ぬさかきば」(『新古今集』一八六九)の用例を引くまでもなく、いよ ぬ榊葉の立ちさかゆ」(『古今集』 一○七五)「おくしもに色もかはら 「左非,同日論,為、勝」と断言している。②歌も⑴歌と同様の古今歌を だと思われる。「榊葉」は神楽歌によく用いられるが、「榊葉は神の御 に、ますます年ごとに月は光を増し澄みわたることだろうという意味 みかさ山を 振り仰ぐと、 麓にある 春日の社の 榊葉が繁茂するよう 判詞は「放生会今夜の儀、厳重に聞え侍るを、くもりなき月を

をである。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてとである。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてとである。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよである。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびある。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびある。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびある。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびある。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびある。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびあるが、判詞は次のように記されてよびを出るが、判詞は次のように記されている。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびある。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびある。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されてよびある。(5歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されている。

らひて詠…社名、假…神威、事殊可、停止、之由被、仰る宇治の橋姫心苦しく聞え侍き。但今よりのち今夜の勝負よみな左歌偏に勝負の事を思ひてよめるによりて照月なみになれて年ふ

0 の作歌態度についての引け目から、あるいは自歌に対する謙遜を含め なるが、 と思われ、 山を詠んでいるだけに、いずれにしても後者の意識があったであろう たとある。道家の言う神威が、広く神社一般の威厳の意にもとれ、 の例をまねて神社名を詠み込んで神威にたよるのは止めるように述べ は自らの詠について陳述している。それに対して、道家が今後は今夜 たは春日神社との場合、 とに作歌された詠で、番わされた作に対して気の毒なことだと、定家 みかさ山の月を詠み込む作品は負になることがないという予想のも 権威に限定してのこととも解することができる。定家詠がみかさ 真意は明瞭ではない。道家の見解がどうであれ、定家は自己 道家が自分に対するあからさまな配慮に意見したことにも 摂関家、 氏長者である 九条家を指すところ ま

ば月とそやどれ浅ぢふの露」に対して次のように判じている。かあひ生の松」と右歌(高倉の作)「里はあれて 伏見の秋をきてとへり定家自身の詠んだ左歌「月影は秋のよながく住のえのいくちとせにてこのような判詞を記したと考えられる。同歌合の二十四番に、やはてこのような判詞を記したと考えられる。同歌合の二十四番に、やは

住江月又雖、募、神社之威,伏見秋殊入、幽玄之境,仍為、勝

事,敷以左為,勝」とある。⑺歌は⑴歌を参考にして同様に解釈できる もった 作の勝は 動かないのである。 う短い判詞を記すだけで依然として「みかさ山」を詠み込む祝意のと たことにはならない。 (6)歌は三十番であるが「右歌尤宜為、勝」とい できる。しかし、 とすると、(5)歌(十三番)の勝を弁解する如き判詞に読みとることが いるが、今回は右歌が幽玄の境に入るような秀作であるから、右を勝 と思われるが、祝賀の意が濃厚な作であることに相違ない。 「みかさ山の月」 ではないので、 実際には⑸歌の詠歌姿勢を取り消し ているとしても、 「峯の榊葉御代の 光尤足"称美」 かたぶく 月浪間の 影もとより 非"各別 二十四番左の定家自身の作も再び「神社の威」をもとめて詠作して 作中で 詠まれているのは 「住の江の月」 であって 定家がここで、「神社の威」をかりた自作を否定し 7)歌について、 判詞を挙げると

人たちにとって共通の評価をもつものであったことを知り得たと思わ家の栄光が象徴されていることが確認でき、かつそのことが当時の歌きた。前述の『新勅撰集』賀部の場合と同じく、みかさ山の月に九条きた。前述の『新勅撰集』賀部の場合と同じく、みかさ山の月に九条以上のように、貞永元年八月十五日に、『新勅撰集』の撰集作業が以上のように、貞永元年八月十五日に、『新勅撰集』の撰集作業が

## おわりに

道家の栄華について『増鏡』は次のように記している。 ば、 やんごとなし。(「藤衣」) 方は公経の大臣の御女なれば、まして世の重くなびき奉るさま、 たちかはり御前に絶えず物し給て、世の政事などきこえ給。北の さぶらひ給へば、関白殿、つぎくへの御子どもも大臣などにて、 そほしく重くしげにて、内の御宿直所などに、つねはうちとけ ば、すべて、天下はさながらまじる人すくなく見えたり。いとよ 山階寺の別当、仁和寺の御室、みなこの殿の君だちにておはすれ ま、ためしなきほどなり。あづまの将軍、山座主、三井寺長吏、 の大臣に譲りきこえ給て、 わが御身は 大殿とて 后宮の御親なれ のかみになしたてまつり給。同じ三年七月、 関白をば御太郎教実 からの姫君も、かたちよくおはする、ひきこめがたしとて、内侍 がて后だちあり。藤壷わたり今めかしく住みなし給へり。御はら にまいり給。 との程は光明峯寺殿道家又関白にておはする。 この御むすめ女御 思ひなしもやん事 なきに、 御子どもさへ いみじう栄へ給さ 世の中めでたく花やかなり。(中略) 今の女御もや

勘案すれば、すでに論じたように、道家たち九条家一族の繁栄する様期にあったことを十分に示しているが、さらに歌壇での道家の存在を『増鏡』の叙述をみると、当時の九条道家がまれにみる栄えの絶頂

みかさやまの月

永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。 永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。 永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。 永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。 永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。 永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。 永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。 永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。 永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。

#### <注<

- 1 日本歌学大系、別巻三、『八雲御抄』巻第五名所部、三九五頁。
- 2 日本歌学大系、別巻五『顕注密勘抄』一八五頁。

は北村季吟の『新勅撰和歌集口実』(北村季吟古註釈集成40による)、梅

などを参照した。 完治氏「梅月堂宣阿と『新勅撰抄』」(『万葉・その後』昭和五五年五月) 究史序説」(『高野山大学国語国文』 第三号、 『新勅撰集』の注を参考するにあたり、大取一馬氏「『新勅撰和歌集』研 水堂正路の『新勅撰和歌集抄』(書陵部蔵、鷹―四二) などに みえる。 昭和五一年一二月)、

- 6 5 日本古典文学大系(岩波書店)『竹取物語 伊勢物語 八頁(三十六段)。 かのゝへのひめこまついのるとゝろはかみそしるらむ」(三八)とある。 てよめる」(「かすみ」は「かすが」のことか)とあり、「枝かはすかす 『実方中将集』(私家集大成1、実方Ⅱ書陵部蔵)には詞書に「かすみに 大和物語』 二四
- 7 年代順は『新勅撰集』における配列上の基本意識である。山下三十鈴氏 なお四五六歌は出典未詳。 「新勅撰和歌集の構成」(『古今新古今とその周辺』 大学堂書店)参照。
- 8 私家集大成3、『長方集』(書陵部蔵)一八四

9

- 四人の専門歌人)の出詠者が各題一首ずつを詠進し、のちに各題一首計 題のもとに、道家(博子の父)、公経(噂子の母方の祖父)、実氏(公経 家」に至る各月三題計三十六題と、泥絵屏風の題二題とを合せた三十八 との女御入内屛風は正月の「京華人家元日」より十二月の「歳暮山辺民 なお、賀部の九首のうち屏風歌として選定されなかったのは、 三十八首が選定されたもので、『新勅撰集』に二十四首が入集している。 の子)、定家、為家、家隆、知家(定家の推挙)の七人(三人の肉親と 究報告』第九輯、昭和三五年三月) 参照 口芳麻呂氏「寛喜元年女御入内屏風和歌とその考察」(『愛知学芸大学研 (道家) と四七五歌(公経)の二首で、 残りはすべて屛風歌である。樋 四七一歌
- 12 11 10 日本古典文学大系(岩波書店)『枕草子 紫式部日記』四四六頁。
- やけきひびき」の誤りかとみている。 私家集大成2、『康資王母家集』(龍谷大学蔵『四十人集』)二八。 『新勅撰和歌集口実』 などは、 良相詠の四句「さやけきひかり」が「さ
- 13 季吟の『新勅撰和歌集口実』には道家詠について「下句は玄孫雲孫の末

- まで我世に存命て古き例とならんの心也」と注する。正路の『新勅撰和 ひとも成べし」とある。 して見るへし。一二句は鶴の空を飛義にて即中宮の雲ゐに上りたまふ匂 の齢といへは其千年のよはひを契りけるけふにもある哉と也。詞書に照 長寿の旧例には 誰も我世を見んとの義也」、 教実詠について「鶴は千年 は鶴は齢の長き物なるに其やしは子の末まても経るといひかけてかゝる らるゝ也」とある。祖能の『新勅撰和歌集抄』は道家詠について「哥意 せをかけてよはひをのふる例もけふの雅筵長寿の人におもひあはせてし て長寿をたもたんといふ也」、 教実詠について 「哥の心は天飛鶴のちと とく我もいまのよふりて鶴の子やしは子のすゑまても我すゑの世とみえ 歌集抄』は、 道家詠について「歌の心はむかしより長寿をえたる人のこ
- 「続後撰集の当代的性格」(『国語国文』第三七巻第三号、 昭和四三年三

14

- 大日本史料第五編之七所引のものによる。
- 16 15 増補『史料大成』8をテキストにする。
- 17 和歌行事の範であった承暦内裏歌合であったことがうかがえる。」と 述 御堂関白道長の繁栄の礎となった上東門院彰子の入内や、同じく王朝の して前掲の『民経記』の記事を示し、「『ふるきためし』が王朝の盛儀で 学文学』第十七号、昭和五四年三月)は、道家詠(四四三)の解釈に関 ならうものである。また、名子喜久雄氏「新勅撰集賀巻の一性格」(『語 たが、道長の女、彰子が長保元年十一月朔日庚辰の日に入内した吉例に ただし、例えば、竴子の入内は寛喜元年十一月十六日庚辰の日に行われ べている。
- 18 説(史的評価の項)。 平安朝歌合大成五、「二二七 嘉保元年八月十九日 前関白師実歌合」
- 19 峯岸義秋氏校註。「高陽院七首歌合」、一八七頁。
- 20 ま引用している(日本歌学大系、別巻二、二七一頁)。また『和歌童蒙 日本歌学大系、 抄』も同様の話に言及している(同第一巻、三八八頁)。 第一巻、一六二頁。『袖中抄』が、『俊頼髓脳』をそのま

21

のように記している。 日本歌学大系、第二巻、一〇六頁。『八雲御抄』 もほぼ 同様のことを次

も、以"斟酌'称'之。 を、以"斟酌'称'之。宇治関白有"甘心気。非"判者、非"歌人' どる、無"左右'勝と定。宇治関白有"甘心気。非"判者、非"歌人' どる、無"左右'勝と定。宇治関白有"甘心気。 (中略) 永承四年歌合一

なお、大二条殿は教通、宇治殿は頼通である。

二三〇頁。 二三〇頁。

藤原氏長者なれは春日山にそへて威光を天下に顕したまふ心を読り」と

23

言於当座可付勝負云々、其後又出題、可有当座御会云々」とある。の条には「先兼日和歌題七首、可有謌合云々、左右各相分著座、京極納れる。『民経記』七月二日の条に「大殿有和歌御会、殿下御座云々、歌れる。『民経記』七月二日の条に「大殿有和歌御会、殿下御座云々、歌おる。

月)。 る。久保田淳氏「為家と光俊」(『国語と国文学』三五巻、昭和三三年五25 寛喜二年六月始めに 計画があり、 貞永元年九月に 完成を みたといわれ

(C)、道家家十五夜歌合(D)について調査。○は出席、×は欠席で、つの行事、 洞院摂政家百首 (A)、 中宮和歌会 (B)、道家家十首歌合参加メンバーを表にすると次のようになる。全参加者がほぼ明らかな四

26

歌人名の下の数字は『新勅撰集』入集歌数。 実 道 公 家 氏家経隆 17 25 30 43 0000 Α 00×0 В × O × 0 С 00 × O D 民部卿典侍2 隆頼有 歌 人 祐資長 2 3 名 3  $\times \circ \times \circ$ Α × × OX В 0 0 ×× C  $00 \times \times$ D

成	資	頼	中宮	光	通	兼	中宮	範	為	俊成	行	家	信	教	知	八条	定
実	季	氏	<b>但馬</b>	俊	光	宗	少将	宗	家	,,,,	能	長	実	実	家	院高倉	家
3	4	4	4	4	4	5	6	6	6	8	8	9	10	10	12	13	15
0	×	0	0	0	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0
0	×	×	×	0	0	0	×	0	0	×	0	×	0	0	0	×	0
0	0	0	0	×	×	×	0	×	0	×	0	0	0	0	0	X	0
×	0	0	×	0	×	×	0	×	0	0	0	0	0	X	0	0	0
兼	知	有	家	経	通	親	経	家	高	家	親	経	基	通	兼	伊	下
康	宗	家	清	光	氏	氏	髙	光	実	嗣	季	通	家	方	髙	平	野
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	×
×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	×	×
0	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0
0	×	0	0	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	X	×	0

氏のことである。 「注記」 Aは書陵部本目録の二十二名に『明月記』記事、勅撰集入集な が、Cにおける「良実」とあるのは道家、「忠俊」と が、Cにおける「良実」とあるのは道家、「忠俊」と どにより有長、伊平、親季を加えた。Bは『民経記』による。C、Dは どにより有長、伊平、親季を加えた。Bは『明月記』記事、勅撰集入集な

なお、参考までに判明する他の行事の出席者を次に挙げる。

七月十一日=定家、家隆、行能、信実、光俊、範宗、六月二日=定家、為家、知家、行能、有長など。

野、中宮少将、家俊。

知宗、

有長、

下

七月三首会==範宗、家隆、為家など。

八月六日==定家、為家、行能、信実、家長、家清。

27 樋口芳麻呂氏「新勅撰和歌集と歌合」(『国語国文学報』第七集、昭和三

みかさやまの月

三年二月)参照。

- 閣文庫本、神宮文庫本を参考にした。 群書類従本により、適宜に通読しやすい形に改めて掲載する。また、内

められているととになる。
右の通りだとすると、仲麻呂詠にも当初から春日の神に祈る心情がと

- 際しては便宜上、注などをはぶいた。
  日本古典文学大系(岩波書店)『神皇正統記 増鏡』二八五頁。引用に
- 「月」を詠んだ作は四○首を数える。店)によると、「みかさ山」「みかさの山」の項に二○三首がみえ、うち店)によると、「みかさ山」「みかさの山」の項に二○三首がみえ、うちば、平安和歌歌枕地名索引』(片桐洋一監修、 ひめまつの 会編、大学堂書
- 学 解釈と鑑賞』(昭和五一年六月号)参照。 「秀歌大体」にも選んでいる。 有吉保氏「小倉百人一首の世界」(「国文抄」に選歌され、俊成の『古来風体抄』にもみえ、 定家も『二四代集』32 例えば、他の秀歌選をみると、公任の『和漢朗詠集』「金玉集』『深窓秘
- 33 『百人一首』の成立については、『百人秀歌』との関係などから論議があ

後に、『百人一首』は選歌されたものと考える。の後にこれをもとにして改訂されたものが『百人一首』だとする立場にの後にこれをもとにして改訂されたものが『百人一首』だとする立場に請われ染筆して送った色紙形を成書したものが『百人秀歌』であり、そるが、小稿は、定家の選と認め、文暦二年五月二十七日に定家が蓮生にるが、小稿は、定家の選と認め、文暦二年五月二十七日に定家が蓮生に